

市民フォーラム「報酬の二重取り これでもいいのか！議員さん

～議会のお手盛りは住民に何をもたらすのか～」

アピール

私たちは、本日、新緑の風薫る北海道函館市の地において、北海道、東北、新潟、栃木の地方議会の費用弁償の実態、問題点及びあるべき姿、ひいては地方議会の『お金の使い方』の本質・あるべき姿を議論しました。

この点、議員が本来の職責である議会の会議、常任委員会などへ出席した際に支給される費用弁償は、各議会で支給額は異なるものの、その多くが金5000円から2万円程度支給されていることが明らかとなりました。その金額からして交通費実費を大きく越え、各支給を基礎付ける具体的必要性・合理性も不明です。いわば議員のお手盛り・既得権益化であると言わざるを得ません。

そもそも、十分な報酬及び政務調査費を得ている議員に対し費用弁償を行う必要性・合理性は存するののかにつき、徹底した議論・検証がされるべきである上、仮に支給するにしても交通費等の実費支給によるべきです。

本日の討論を通じて私たちは、費用弁償の問題は『金額の多寡』にとどまるものではなく、『議会（議員）の本質』に直結するというを確認しました。すなわち、議会（議員）は首長はじめ各執行機関及び現実の予算執行等を絶えず監視すべき立場にありますが、仮に議会（議員）が自らの『お金の使い方』について厳しい規制が出来ないようであれば、到底、現実の予算執行等の監視機能は果たせません。しかしながら、現実の費用弁償は、各支給を基礎付ける具体的必要性も合理性も不明であり、いわば議員のお手盛り・既得権益化の批判を免れないものです。

以上をふまえ、私たちは、議会（議員）が住民のために予算執行等を厳しく監視し、議会（議員）の職責を果たされるよう、費用弁償規程を定める各自治体に、次の事項を求めるものです。

記

- 1 費用弁償の必要性・合理性につき、各議会において徹底した議論・検証をすること
- 2 必要性・合理性が乏しい場合は費用弁償の支給を廃止すること
- 3 仮に費用弁償の必要性・合理性が存すると判断する場合でも、
 - (1) その判断根拠を住民にきちんと説明すること
 - (2) 費用弁償の支給は、交通費等の実費支給によること
 - (3) 支給額を公開・説明し、透明性を確保すること

2008年5月17日

市民フォーラム参加者一同

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク